

令和2年7月豪雨による被害情報(第49報)

※これは速報値であり、数値等は今後も変わることがある。
※下線部は、前回からの変更箇所。

1. 気象の概要(気象庁情報)

・令和2年7月豪雨による記録的な豪雨により、大雨特別警報を発表。

7月4日4:50 熊本県、鹿児島県

7月6日16:30 福岡県、佐賀県、長崎県

7月8日6:30 岐阜県 6:43 長野県

2. 文部科学省関係の被害情報(8月24日15時00分までの報告件数)

(1) 人的被害(児童生徒等) ※学校管理下

都道府県名	国立学校 施設(人)				公立学校 施設(人)				私立学校 施設(人)				社会教育・体育・ 文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等 (人)				計							
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明				
福岡県									1																				1			
計									1																				1			
1県									高	1																						

・福岡県で高校の生徒が、登校中に転倒し負傷。

※8月24日11時00分までに各都道府県等から報告されている件数。

(2) 人的被害(教職員等) ※学校管理下

都道府県名	国立学校 施設(人)				公立学校 施設(人)				私立学校 施設(人)				社会教育・体育・ 文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等 (人)				計							
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明				
福岡県									2																				2			
計									2																				2			
1県									専各	2																						

・福岡県で職員が、大雨対応中に転倒し負傷。

・福岡県で職員が、退勤時に転倒し負傷。

※8月24日11時00分までに各都道府県等から報告されている件数。

(3) 物的被害情報

都道府県名	国立学校 施設(校)		公立学校 施設(校)		私立学校 施設(校)		社会教育・体育・ 文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等 (施設)		計
岩手県								5					5
宮城県	1		2										3
秋田県			1					1					2
山形県			5		4			1	7				17
福島県			15		1				1				17
栃木県	1												1
千葉県	1												1
神奈川県					1			3	5				9
新潟県								1					1
富山県			2										2
石川県	1								1				2
山梨県								2	1				3
長野県	1		6						6				13
岐阜県	1		4					11	2				18
静岡県	2				3			5					10
愛知県	1				2				3				6
三重県								1					1
滋賀県					1			3	2				6
京都府	1		1		2				3				7
奈良県					2			3					5
和歌山県	1		1		1								3
島根県			1					4					5
岡山県			4		1			3	1				9
広島県	1		2		5			4					12
山口県	1		3					18	4				26
香川県									2				2
愛媛県	1		1					5	4		1		12
福岡県	3		60		36			47	5		1		152
佐賀県	1		1					15	7				24
長崎県	1		10		1			10	9				31
熊本県	2		20		3			79	25				129
大分県	1		12					29	4				46
宮崎県	1				1			13					15
鹿児島県	2		7		5			3	6				23
計	25		158		69			266	98		2		618
34府県	大学	20	小中 高 特別 大学	87	幼小	18	社教 青少 社体 文化 ほか	115	国宝(建)	1	独法	2	
	高専	5		34	中	7		10	重文(建)	13			
				30	高	23		98	登録(建)	12			
				5	高			34					
				2	大学	5		9	特史	1			
					専各	15			史跡	42			
									特名	1			
									名勝	8			
									特天	2			
									天然	3			
									景観	4			
									伝建	9			
									ほか	2			

主な被害状況：校舎・体育館・グラウンド等への浸水、冠水、雨漏り、土砂流入、法面崩壊 等

※8月24日11時00分までに各都道府県等から報告されている件数。

(4) 休校・短縮授業となっている学校等

・休校・短縮情報なし

(5) 避難所となっている学校等

都道府県名	国立学校 施設(校)	公立学校 施設(校)	私立学校 施設(校)	社会教育・体育・ 文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政 法人等(施設)	計
熊本県		5					5
計		5					5
1県		小 中	3 2				

※8月24日11時00分までに各都道府県等から報告されている件数。

3. 文部科学省等の対応

<文部科学省>

【省内の体制整備等】

- ・文部科学省災害情報連絡室(室長:参事官(施設防災担当))を設置。(令和2年7月4日5時42分)
- ・文部科学省災害応急対策本部(本部長:官房長)を設置。(令和2年7月5日15時30分)
- ・文部科学省災害応急対策本部会議を開催。(令和2年7月5日、令和2年7月10日)

【事前の対策】

- ・熊本県、鹿児島県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和2年7月4日6時39分、令和2年7月4日11時43分)
- ・北陸地方、関東甲信地方、東海地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州北部地方、九州南部の都府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和2年7月4日17時13分、令和2年7月5日11時22分)
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため、事前着工の着手等について、各県教育委員会宛に事務連絡を发出。(令和2年7月6日:熊本県、宮崎県、鹿児島県)(令和2年7月7日:福岡県、長崎県、大分県)(令和2年7月9日:富山県、長野県、岐阜県)(令和2年7月29日:宮城県、秋田県、山形県、福島県、京都府、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県)
- ・東北地方、北陸地方、関東甲信地方、東海地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州北部地方、九州南部の都府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和2年7月6日11時15分、令和2年7月7日11時31分、令和2年7月7日11時31分、令和2年7月8日10時40分、令和2年7月8日11時58分、令和2年7月9日11時1分、令和2年7月10日10時23分、令和2年7月11日11時9分、令和2年7月13日9時50分、令和2年7月14日9時34分、令和2年7月23日12時11分、令和2年7月24日14時36分、令和2年7月25日12時59分、令和2年7月27日13時50分、令和2年7月28日11時56分)
- ・北海道地方、東北地方、関東甲信地方、北陸地方、東海地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州北部地方、九州南部地方の都道府県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和2年7月15日13時42分、令和2年7月22日14時3分)
- ・福岡県、長崎県、佐賀県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和2年7月7日18時53分)
- ・岐阜県、長野県、佐賀県教育委員会に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和2年7月8日8時48分)
- ・災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施を図るため、令和2年7月豪雨による災害復旧工事等における入札及び契約の取扱いについて、各都道府県教育委員会宛に事務連絡を发出(令和2年7月9日)
- ・令和2年7月豪雨により学校の書類が毀損した場合の泥などの汚れの除去やカビの防止・除去などの際に参考となるマニュアル等について、各都道府県・指定都市教育委員会宛てに事務連絡を发出(令和2年7月10日)
- ・公立学校施設の災害復旧等の実施にあたり、床上浸水のあった学校等に関し、通常の災害復旧事業と組み合わせて活用できる補助事業等について記載した事務連絡を関係県教育委員会に发出(令和2年7月14日)

【職員の派遣等】

- ・被災地域の被害状況や課題等の情報を収集し、必要な支援の検討に資するため文部科学省職員を派遣(熊本県: 1名, 令和2年7月7日～8月7日)
- ・亀岡副大臣が熊本県を訪問し、被害を受けた学校・文化財等を視察。(令和2年7月17日)
- ・公立学校施設の災害復旧に関わる事務手続きに関して、被災地に赴き現地説明を開催。(福岡県: 令和2年7月20日)(熊本県: 令和2年7月21～22日)(大分県: 令和2年7月29日)
- ・文化財の被害情報を収集するため、文化庁文化財調査官を派遣。(佐賀県: 1名、令和2年7月22日)(長野県: 1名、京都府1名、熊本県: 1名、令和2年7月30日)(熊本県: 1名、令和2年7月31日)(福岡県: 1名、令和2年8月1日)(佐賀県: 1名、令和2年8月5日)(熊本県: 1名、令和2年8月6日～8月7日)

【被災した児童生徒等への支援・配慮等】

- ・以下の取組を促す通知を、各都道府県教育委員会等宛てに発出。(令和2年7月7日)
 - ①被災した児童生徒等の学校への受入れ、
 - ②被災した児童生徒への教科書の無償給与等、
 - ③児童生徒等の入学料等や就学援助、高校生等への修学支援に関する弾力的な取扱、
 - ④修了認定や補充のための授業等への配慮、教員加配等の活用、
 - ⑤心のケアの実施、スクールカウンセラーの派遣等、
 - ⑥学校給食実施体制の構築等、
 - ⑦断水や停電時の対応、
 - ⑧学校再開に向けた学校等の安全や適切な衛生状態の確保等、
 - ⑨学校における避難所運営の協力に関する留意、
 - ⑩高校生の就職支援
- ・以下の取組を促す通知を、各都道府県・都道府県教育委員会等宛てに発出し、各専修学校及び各種学校に周知を依頼。(令和2年7月7日)
 - ①修学困難な生徒に対する経済的支援(高等教育の修学支援新制度、奨学金の申込み受付、返還不要の支援金給付)、
 - ②外国人留学生に対する配慮、
 - ③転学等における配慮、
 - ④補充のための授業等、
 - ⑤学修評価や就職活動等における配慮、
 - ⑥受験生に対する配慮、
 - ⑦学校を再開する際の留意点
- ・以下の取組を促す通知を、各国公私立大学長、各公私立短期大学長、各国公私立高等専門学校長宛てに発出し、各大学、短期大学及び高等専門学校に配慮等を依頼。(令和2年7月7日)
 - ①修学困難な学生に対する経済的支援
 - ②外国人留学生に対する配慮
 - ③学生に対する単位の認定、就職活動等への配慮
 - ④受験生に対する配慮

【教科書の取扱い関連】

- ・教科書事務等に関する留意事項について各都道府県教育委員宛てに事務連絡を発出。(令和2年7月9日)

[その他]

- ・全国の各都道府県、指定都市、中核市の子育て支援担当部局に対し、子ども・子育て支援新制度における利用者負担額や利用定員の弾力化に対する配慮について、内閣府及び厚生労働省と連名で事務連絡を发出。(令和2年7月6日)
- ・公立学校共済組合に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を連絡(令和2年7月6日)
- ・公立学校共済組合に対し、宿泊施設における被災者の受入れについて、初等中等教育局財務課長名で依頼通知を发出。(令和2年7月9日)
- ・関係県・指定都市教育委員会等に対し、浸水した学校の受変電設備の対応について事務連絡を发出するとともに、経済産業省へ協力を要請。(令和2年7月13日)
- ・文化財の災害復旧に係る補助金の交付決定前着工手続等に関する事務の取扱いについて各都道府県文化財保護行政主管課宛てに事務連絡を发出。(令和2年7月14日)
- ・6県(長野・岐阜・福岡・熊本・大分・鹿児島)に所在する新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し相談支援を行うことについて、厚生労働省と連名で事務連絡を发出。(令和2年7月14日)
 - 7月15日災害救助法の適用に伴い2県(佐賀・島根)に所在する新卒応援ハローワークについても「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し相談支援を行うことについて、学校関係者に周知(令和2年7月17日)
 - 7月29日災害救助法の適用に伴い1県(山形)に所在する新卒応援ハローワークについても「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し相談支援を行うことについて、学校関係者に周知(令和2年7月31日)
- ・令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し、適用すべき措置の指定に関する政令の施行に伴い
 - 文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法に関する事務の取扱いについて、各都道府県教育委員会教育長等宛に通知を发出。(令和2年7月16日)
 - 省エネ法、温対法及びフロン排出抑制法に基づく提出期限の対応について、省エネ法に基づくエネルギー管理企画推進者宛に事務連絡を发出。(令和2年7月16日)
 - 宗教法人事務の取扱いについて、各都道府県宗教法人事務担当課長宛に通知を发出。(令和2年7月17日)
 - 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等に基づく免責措置について、各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課等宛に事務連絡を发出。(令和2年7月20日)
 - 私立学校法における期限の定めのある規定の取扱いについて、所轄学校法人及び各都道府県知事宛に通知を发出。(令和2年7月29日)
- ・「令和2年7月豪雨被災者生活・支援チーム」(構成員:各省次官級)において、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」が取りまとめられた(通学支援、授業料等減免、給付型奨学金、学習支援、心のケア、ICT環境整備等の学習・就学支援等や、学校・社会教育施設、文化財等の災害復旧事業の迅速化など)。(令和2年7月30日)
- ・令和2年7月豪雨における被災地域の復旧・復興に向けた文部科学省関係の支援施策について、関係機関宛てに通知を发出。(令和2年8月11日)

<国立研究開発法人 防災科学技術研究所>

- ・防災科学技術研究所内に災害連絡チームを設置。(令和2年7月4日～)
- ・「令和2年7月3日から大雨に関する防災科研クライシスレスポンスサイト」を開設。(令和2年7月4日)
- ・自治体の災害対策本部等への業務支援のため現地に職員を派遣。
 - ・熊本県(県庁など)
滞在人員なし。
これまで61人日派遣(令和2年7月4日～7月29日)
 - ・鹿児島県(県庁など)
滞在人員なし。
これまで8人日派遣(令和2年7月4日～7月7日)
- ・「令和2年7月九州豪雨災害の総合調査・研究」への科学研究費助成事業(特別研究促進費)による助成を実施。(令和2年8月13日)

<国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構>

- ・JAXAは、国土交通省等の要請を受け、大雨被害の把握のため、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)による九州地方(熊本県、鹿児島県、長崎県、九州北部)の緊急観測を計7回実施。(令和2年7月4日13時00分頃、同日24時00分頃、6日12時00分頃、7日24時00分頃、10日12時00分頃、14日24時00分頃、28日24時00分頃)、中部地方(長野県、静岡県、岐阜県)の緊急観測を計2回(8日24時00分頃、9日12時00分頃)、東北地方(最上川流域)の緊急観測を1回(29日12時00分頃)実施。
- ・また、地球観測データを用いて九州地方や中部地方の浸水域や雨量等について解析を行い、7月6日より解析結果を同機構のウェブサイトに公開。

4. 今後の対応

- ・引き続き、教育委員会等と連携を密にし、被害状況の収集や課題の把握に努め、被災地の状況に応じた支援を進める。

<担当> 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付

参事官補佐 赤間 圭祐 (内線3674)

防災調整係長 松田 耕 (内線2290)

企画係長 五十嵐 俊祐(内線2319)

電話:(代表)03-5253-4111 (直通)03-6734-2290